



無理な輸送を強要されたら…

# 荷主勧告制度

出典：国土交通省

## 荷主勧告制度とは

「荷主勧告」は、貨物自動車運送事業法に基づき、トラック運送事業者の過積載運行や過労運転防止措置義務違反等の違反行為に対し行政処分を行う場合に、当該違反行為が荷主の指示によるなど主として荷主の行為に起因するものと認められるときは、国土交通大臣が当該荷主に対し違反行為の再発防止のための適当な措置を執るべきことを勧告するもの。

勧告を発動した場合には、当該荷主名及び事案の概要を公表します。

また、法律に基づく勧告のほか、①勧告には至らないものの違反行為への関与が認められる荷主に対する「警告」、②関係機関からの法令違反情報等をもとに関係する荷主を特定し早期に働きかけを行う「協力要請」といった措置を通達により設けています。

## こんなときは情報提供を！

上記とは別に、貨物自動車運送事業法附則第1条の2に規定する違反原因行為に該当しうる荷主の行為の例として、「輸送の安全確保義務違反を招くおそれのある異常気象時など、安全な運行の確保が困難な状況で運行を強要するような行為」も示しています。

輸送の安全を確保できないような運行を強要された場合には下記の国土交通省の「輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集窓口」のホームページや適正取引相談窓口へご提供ください。

## 無理な輸送を強要されたら、下記へ情報提供を！

### 輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集窓口

#### 方法1

QRコードを読み取り！



#### 方法2

ヤフーやグーグルの検索窓に下記の文字を入力して検索！

輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集

検索

### 輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集について

国土交通省では、貨物自動車運送事業者及び荷主のみならず、これまで、「標準運送約款の改正」、「適正取引の推進」、「荷主勧告制度」等を周知してきました。これらの取組みに関するご認識、浸透度、実施状況等の実態把握を行うため、輸送・荷待ち・荷役などに関する意見等の募集窓口を設置致します。

#### 意見等の募集窓口

長時間の荷待ちや契約に含まれない附帯業務（追加業務）など、コンプライアンス確保に影響しうる輸送に関する情報をお持ちの場合は、[こちら](#)へ情報をお寄せください。

#### ●お持ちの情報はこちらへ投稿ください

クリックすると投稿画面が開きます

輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集について

**意見等の募集の目的**

国土交通省では、長時間の荷待ちや契約に含まれない附帯業務（追加業務）など、コンプライアンス確保に影響しうる輸送について、ご意見・事例を収集して実態把握し、今後の施策に活用したいと考えております。実際に輸送業務を行っている中で、たまたまではなく、それなりに頻度が多く発生する上記のような輸送がございましたら、ご自由にご入力ください。

※意見・事例収集が目的ですので、ご記入頂いた内容について、ご本人、会社や荷主に問い合わせなどをすることはありません。

（意見等を入力されたご本人が、ご自分に連絡を差し上げて差し支えない旨及びご連絡先を明記されていた場合にはご本人に問い合わせさせていただきます。）

・次の質問にお答えください。

Q1. ご意見・事例の分類について、該当する項目1つを選択してください。【必須】

- 1. 速度違反を誘起するおそれがある非合理的な到着時間の指定等
- 2. やむを得ない遅延に対するペナルティ等
- 3. 積込み直前に貨物量を増やすような急な依頼等
- 4. 荷待ち時間の相応的な発生等
- 5. 依頼と異なる積込み作業等
- 6. 依頼にはなかったラベル貼り・検品などの附帯作業等
- 7. 高速料金など費用の自己負担等
- 8. 過度な貨物事故（つぶれ、破損、へこみ、こすれ、擦れなど）への対応等
- 9. 異常気象によるトラブル等
- 10. その他、コンプライアンス的に問題と思われるもの（内容：\_\_\_\_\_）

※複数該当するものがある場合には、項目毎に複数回に分けてご記入ください。

### 国土交通省適正取引相談窓口

国土交通省 自動車局 貨物課	03-5253-8575	北陸信越運輸局 自動車交通部 貨物課	025-285-9154	中国運輸局 自動車交通部 貨物課	082-228-3438
北海道運輸局 自動車交通部 貨物課	011-290-2743	中部運輸局 自動車交通部 貨物課	052-952-8037	四国運輸局 自動車交通部 貨物課	087-802-6773
東北運輸局 自動車交通部 貨物課	022-791-7531	近畿運輸局 自動車交通部 貨物課	06-6949-6447	九州運輸局 自動車交通部 貨物課	092-472-2528
関東運輸局 自動車交通部 貨物課	045-211-7248	神戸運輸監理部 兵庫陸運部 輸送部門	078-453-1104	沖縄総合事務局 運輸部 陸上交通課	098-866-1836

# ドライバーの命と大切な荷物を守るために！異常気象時は運行中止も視野に…

台風等による異常気象時における無理な運行により、近年、事業用トラックの横転事故等が相次ぐなど、トラック運送事業の遂行に支障をきたす事案が散見されております。

台風等による被害発生が予測される場合には、国から示された「異常気象時における措置の目安」を基に、着荷主・発荷主等とも連携を図りつつ、ドライバーの命と大切な荷物を守るための行動の実践に取り組みましょう。

なお、安全な輸送を行うことができないと判断したにもかかわらず、荷主等に輸送を強要された場合、国土交通省のホームページに設置する「意見等の募集窓口」や、最寄りの地方運輸局又は運輸支局等にその旨通報する手段が設けられています。

## ⚠️ 異常気象時における措置の目安 ⚠️

気象状況	雨の強さ等	気象庁が示す車両への影響	輸送の目安*
<b>降雨時</b> 	20~30mm/h	ワイパーを速くしても見づらい	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	30~50mm/h	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる（ハイドロプレーニング現象）	輸送を中止することも検討するべき
	50mm/h以上	<b>車の運転は危険</b>	輸送することは適切ではない
<b>暴風時</b> 	10~15m/s	道路の吹き流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	15~20m/s	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる	輸送を中止することも検討するべき
	20~30m/s	通常で運転するのが困難になる	
30m/s以上	<b>走行中のトラックが横転する</b>	輸送することは適切ではない	
<b>降雪時</b> 		大雪注意報が発表されているときは必要な措置を講じるべき	
<b>視界不良（濃霧・風雪等）時</b> 		視界が概ね20m以下であるときは輸送を中止することも検討するべき	
<b>警報発表時</b> 		輸送の安全を確保するための措置を講じた上、輸送の可否を判断するべき	

※ 輸送を中止しないことを理由に直ちに行政処分を行うものではないが、国土交通省が実施する監査において、輸送の安全を確保するための措置を適切に講じずに輸送したことが確認された場合には、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号）」に基づき行政処分を行う。

出典：国土交通省自動車局貨物課長通達 ※この目安は令和2年2月28日現在。



# 異常気象時における気象情報等の入手先(例)

※以下の情報サイトは全日本トラック協会が調べた令和3年6月8日現在の情報です。

トラック運送事業者又は運行管理者は、気象情報等から輸送の可否判断を行うこととなりますが、その際、出発地や集貨先、配送先及び輸送経路上の正確な気象情報等の入手先は極めて重要です。ここに掲げた異常気象時における気象情報等の入手先(例)などを活用し、事業用トラックの横転事故等が発生しないよう輸送の可否判断に万全を期しましょう。

QRコードを読み取ると各サイトにアクセスできます。  
パソコン等でご覧の方は、QRコードをクリックしてアクセスすることもできます。

## 気象情報

※QRコードの位置は誤認識を防ぐ為の配置となっています。

<b>天気予報</b> 	気象庁 天気予報 	気象庁 2週間天気予報 
<b>降雨時</b> 	気象庁 アメダス 24時間降水量 	tenki.jp 雨雲レーダー 
<b>暴風時</b> 	気象庁 アメダス 風向・風速 	YAHOO天気・災害 風予測 
<b>降雪時</b> 	気象庁 現在の雪 	気象庁 アメダス 積雪深 
<b>視界不良(濃霧・風雪等)時</b> 	気象庁 気象警報・注意報 濃霧 	CPS-IIPリスクウォッチャー 濃霧注意報 - 気象警報最新マップ 
<b>警報発表時</b> 	気象庁 気象警報・注意報 	tenki.jp 警報・注意報 
<b>ライブカメラ映像</b> 	国土交通省 各地方整備局の取組 全国のライブカメラ 	

お使いのスマートフォンやパソコンによって画面の表示が異なることがあります。また、QRコードの読み取りソフトによってサイトまでの表示手順が異なることがあります。

## 道路・交通情報

<b>通行止め</b> 	国土交通省 ハザードマップ ポータルサイト 	(公財)日本道路交通情報センター 高速道路や一般道路の通行止め、 渋滞、冬用タイヤ必要等の情報 
<b>渋滞情報</b> 	ドラとら 	
<b>雪道情報</b> 	国土交通省 冬の道路情報 雪みち情報リンク集 	国土交通省 北陸雪害対策技術センター おしえて！雪ナビ 
<b>異常気象時の 運転注意点</b> 	国土交通省 冬の道路情報 雪みちの運転テクニックに 関するリンク集 	JAF 台風・大雨時の クルマに関する注意点 

## 各情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベルについて

出典：内閣府(防災担当)・消防庁

警戒レベル	避難情報等
<b>5</b>	<b>緊急安全確保</b> ※1 災害発生又は切迫
<b>警戒レベル4までに必ず避難!</b>	
<b>4</b>	<b>避難指示</b> ※2 災害のおそれ高い
<b>3</b>	<b>高齢者等避難</b> ※3 災害のおそれあり
<b>2</b>	<b>大雨・洪水・高潮注意報(気象庁)</b> 気象状況悪化
<b>1</b>	<b>早期注意情報(気象庁)</b> 今後気象状況悪化のおそれ

- ※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
- ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。
- ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

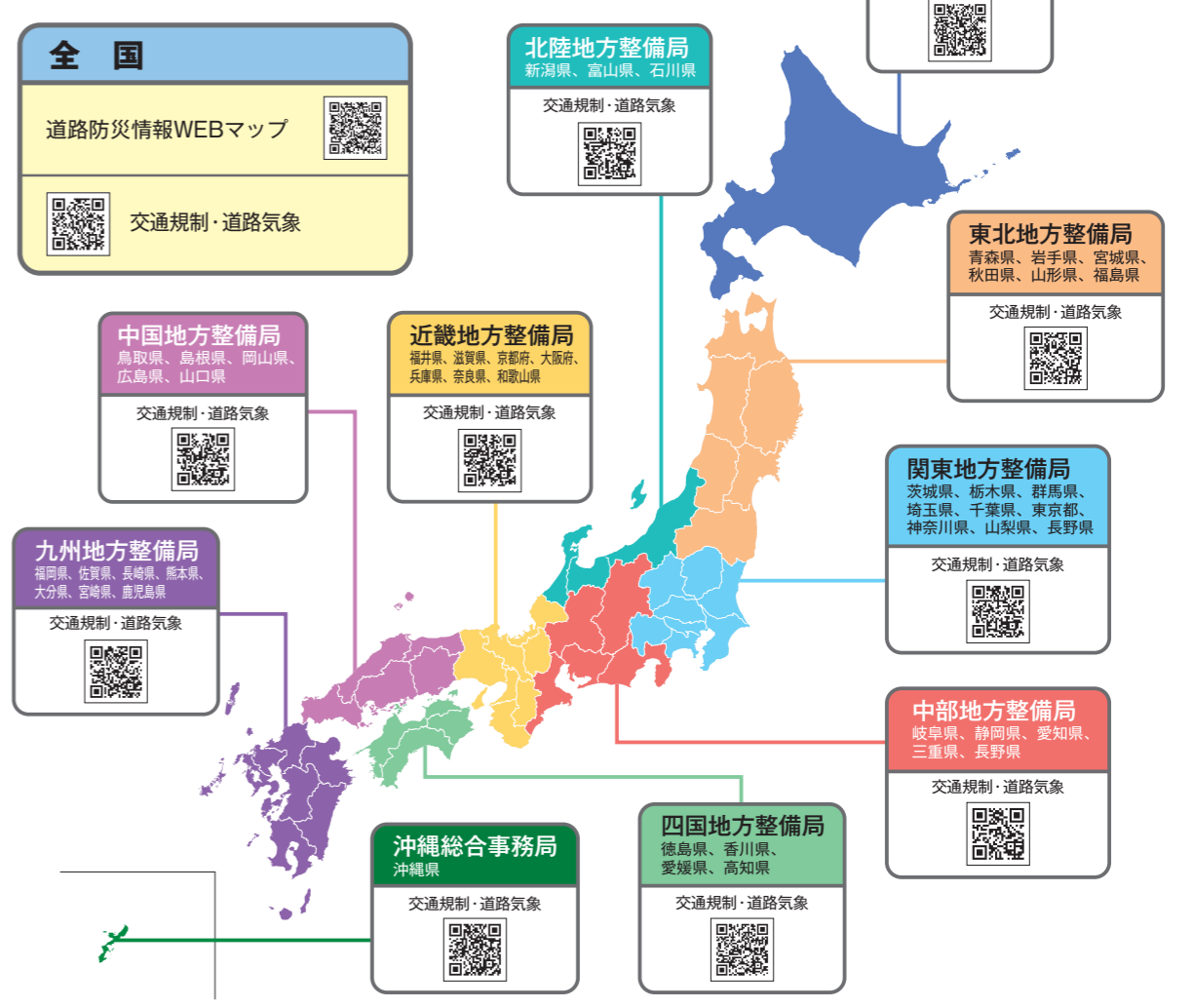
## 高速道路情報

※異常気象時における通行止めの可能性は各サイトのニュースリリースをご覧ください。

<b>全国高速道路交通情報</b> (リアルタイムな渋滞規制情報) <small>※一部のサイトでは都市高速道路、一般道路の情報も含まれます。</small> 
(公財)日本道路交通情報センター 
ドラぷら 
アイハイウェイ (中日本) 
アイハイウェイ (西日本) 

## 道路管理者が提供する道路情報

※道路防災情報：道路冠水想定力所、事前通行規制区間及び緊急輸送道路に関する情報  
※交通規制・道路気象：道路に関する規制情報やお天気情報、路面情報



### 異常気象時の 高速道路影響予測

国の「緊急情報」や、「特別警報」が発令されるようなときには、高速道路各社と気象予測会社が連携して注意喚起の広報が行われるサイトです。なお、平常時は、「現在、大雨や台風に関する情報を発表していません」などと表示されております。

高速道路影響情報サイト

※本リーフレット掲載場所：全ト協ホームページ内「気象・道路交通情報」